

食品安全委員会（第６８１回会合）議事概要

日 時：平成３０年１月２３日（火） １４：００～１４：５１

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか ６名出席

傍聴者：報道 ０名、行政機関 ４名、一般 １名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 １品目
メチルプレドニゾロン
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

動物用医薬品「メチルプレドニゾロン」については、食品安全基本法第１１条第１項第２号に該当するものと認められる旨をリスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・飼料添加物 １案件
グアニジノ酢酸
（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

（２）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ネオマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ピコキシストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「ピコキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.046 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリベンカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.039 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「ジベレリン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フェンピロキシメート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジベレリンの一日摂取許容量（ADI）を0.11 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

「フェンピロキシメートの一日摂取許容量（ADI）を0.0097 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.015 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬及び動物用医薬品「スピノサド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「スピノサドの一日摂取許容量（ADI）を0.024 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 微生物「豆腐の規格基準の改正」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「豆腐の規格基準に基づき冷蔵で保存されている無菌充填豆腐について、冷蔵保存から常温保存に変更した場合のリスクに差があるとは考えられないと結論付けた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1、除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統及び除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に食品健康影響評価が終了した除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統及び除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統を掛け合わせた品種を除く。）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。